

## 浦和レッズアカデミーサッカースクール規約

### 第1条 名称

本スクールの名称は、「浦和レッズアカデミーサッカースクール（以下「本スクール」という）」とし、本スクールは、浦和レッドダイヤモンド株式会社（以下「当社」という）が管理、運営を行います。

### 第2条 所在地

本スクールの事務局（以下「事務局」という）は、〒330-0046 埼玉県さいたま市浦和区大原3丁目4番に置きます。

### 第3条 目的

1. 本スクールは、サッカー技術の向上及び普及に努めるとともに、子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興、豊かな人づくりに寄与することを目的とします。
2. 本スクールの活動方針、活動内容、特定の活動への参加者の決定、その他の本スクールに関する一切の事項は、当社が決定するものとし、本スクールの活動に参加する子ども（以下「スクール生」という）及びその保護者（以下「保護者」といい、スクール生又は保護者のいずれかのことを「会員」という）は、当社に対して異議を述べないものとします。ただし、質問や建設的な議論を行うことは除きます。
3. 当社は、本スクールを、当社の役員及び従業員のほか、当社が選任した指導者その他の関係者によって運営するものとします。

### 第4条 入会資格及び手続き

1. 本スクールの入会資格は、次のとおりです。
  - (1) 本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者であること
  - (2) スクール生が継続してスポーツを行うに適した健康状態であること
  - (3) 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと
  - (4) 本スクールの活動において、当社が指定するスクールウェアを購入し、着用しなければならないことを承諾すること
  - (5) その他、入会手続き時に当社が定める募集条件に該当すること
2. 前項の入会資格を満たし、本スクールに入会を希望する者は、本規約に同意の上で、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとし、当社がこれを承諾した時点で本ス

クールへの入会となります。

3. 本スクールに入会を希望する者は、本スクールへの参加によって、特定の技能の習得、その後の進路その他の事項について、何らかの保証が行われるものではないことをよく理解した上で、本スクールに入会するものとします。
4. 当社は、次のいずれかに該当するものと判断した場合、入会の申込みを承諾せず、または入会資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 入会申込書に記載された内容に虚偽、誤記、記入漏れがある場合
  - (2) 第1項に定める入会資格を満たさない場合
  - (3) スクール生の親権者その他の法定代理人（以下「親権者等」という）の承諾を得られていない場合
  - (4) 会員又は親権者等と連絡が取れない場合
  - (5) スクール生、保護者又はその親族が、過去に本規約に違反したことがある場合
  - (6) その他、本スクールの会員として不適當であると当社が合理的に判断した場合

#### 第5条 本規約の適用・遵守

1. 本規約は、本スクールの活動への参加にあたり、会員に適用される事項を定めるものです。
2. 保護者は、会員として本規約及び本スクールの活動に関連して当社が定めるルールの内容を自ら遵守するとともに、スクール生がこれらの内容を遵守するように監督するものとします。また、保護者は、本規約、当社が定めるルール又は本スクールに関連するスクール生の行為について、当社又は本スクールの他のスクール生に対して直接責任を負うものとします。

#### 第6条 会費等

1. 会員は、次の会費等（以下「会費等」という）を、本スクールが定める方法により納入するものとします。
  - (1) 年会費
  - (2) 月会費
  - (3) スクールウェア代金
  - (4) 当社が指定し、会員が承諾したその他の費用
2. 年会費は、毎年4月1日～3月31日の間（当社が募集時に別途異なる時期を指定した場合にはその時期によるものとし、以下「年度」といいます）に一日以上在籍した場合に発生します。また、年度途中の入会の年会費は、入会月に応じて本スクールが別途定める金額とします。
3. 月途中の入会又は退会の場合でも年会費及び月会費の日割りでの計算、割引その他の

減額は行われぬものとします。

4. 本スクールは、年度ごとの会員制であり、各月の本スクールの活動の実施回数に関わらず、所定の月会費を納入するものとします。
5. 当社は理由の如何を問わず、既に納入された年会費、月会費、スクールウェア代金その他の費用を返金しないものとします。

#### 第7条 会費等の支払い方法

本規約に基づく会費等の支払い方法は、本スクールが運用する集金代行システムのクレジットカード決済により、毎月20日に支払うものとします。なお、月会費は当月分を当月に支払うこととし、年会費は4月又は入会月に月会費と併せて支払うものとします。

#### 第8条 スクールウェアの購入及び着用

スクール生は、本スクールが指定するウェア一式（半袖シャツ、パンツ、ソックス）を購入し、本スクールの活動において着用しなければならないものとします。

#### 第9条 保険

1. 会員は、入会とともに本スクールが指定する団体傷害総合保険に加入することとします。なお、加入手続は本スクール事務局（以下「事務局」という）が行い、保険料は年会費から充当するものとします。
2. 活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、上記保険の約款通りとなります。なお、会員は、保護者により、事故等の補償の対象事由が発生後、1週間以内に事務局に連絡を行い、保険申請の手続及び請求を行うこととします。

#### 第10条 負傷・事故

1. 当社は、本スクール活動中において事故の無いよう万全の注意を払いますが、会員は、本スクールの活動中に不測の負傷又は事故が生じる可能性があることを理解し、自己の責任において行動するものとします。
2. 本スクールの活動中に生じた不測の負傷又は事故に関する補償又は損害賠償は、本スクール指定の団体傷害総合保険の適用範囲内で行われるものとし、当社は、それ以上の義務を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. 本スクールの活動に関連して傷害、盗難その他の事件又は事故が起こった場合、当社、当該施設、本スクール及び本スクールの指導者、その他の関係者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限り

ではありません。

4. 当社は、会員が本スクール活動中に怪我をし、必要と判断した場合には応急処置を行い、救急を要すると判断した場合には救急搬送を行う場合があります。なお、応急処置に要した費用は、当該会員が負担するものとします。また、その後の治療、通院については、本スクールは一切責任を負わないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
5. 保護者は、スクール生の健康状態が良好であると判断した上で、本スクール活動に参加させるものとします。

#### 第 11 条 本スクールの活動、中止及び振替開催

1. スクール生は、本スクールの活動として、申込み時の募集条件、本規約又は当社所定のルール及び当社が別途定める開催日程に従い、入会したクラス、コースその他の分類（以下「クラス」という）の活動に参加することができます。
2. 当社は、当社が定める所定の活動のほかに、他のスクールとの交流の機会やその他の異なる活動を提供する場合がありますが、これを保証するものではありません。
3. 会員は、本スクールの活動に遅刻又は欠席する場合、事前に当社が指定する方法で当社へ連絡を行うものとします。
4. 当社は、次に定める場合には、当社の判断により当該活動を事前に又は活動中に中止又は中断できるものとし、会員はこれらの判断に異議を述べないものとします。
  - (1) 風雨、強風、落雷、降雪その他の荒天、感染症の流行、交通機関の乱れ、気温、湿度、グラウンドのコンディション等の一切事情による活動の実施若しくは継続への支障又はスクール生の体調若しくは身体への影響が現に生じ又は生じるおそれがあると合理的に判断した場合
  - (2) 天災地変、輸送機関の事故、戦争、テロ又は内乱等の社会的混乱、公権力による行為、感染症の蔓延若しくはこれに対する措置（営業自粛要請、外出自粛要請等の強制力を伴わない国又は地方公共団体による措置及びこれを受けた施設管理者等による対策実施を含む）等、当社の責に帰さない不可抗力により実施が困難となった場合
5. 当社は、所定の活動を中止した場合、同活動の開催日の予備日に、振替開催を行う場合があります。ただし、振替開催の条件は、次のとおりになります。
  - (1) 所定の活動以外の活動には、原則、振替開催は行われません。
  - (2) 会場の利用条件その他の都合により予備日には限りがあるため、全ての活動中止に対して振替開催が保証されるものではありません。当社は、可能な限り振替開催を行うために努めますが、振替開催ができない場合、会員はその決定を当社に一任するものとします。

- (3) 各活動の予定時間の半分が経過した後の中止の場合は、振替開催の対象ではないものとします。
- (4) 会員の自己都合により各活動に欠席した場合には、当該活動の振替開催が行われるときであっても、参加できません。

## 第12条 禁止事項

会員は、次の行為又はそのおそれのある行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、犯罪行為
- (2) 当社、本スクール、利用施設、これらの関係者、他の会員、その他の第三者のプライバシー、肖像権、その他の権利または利益を侵害する行為
- (3) 本スクールの指導者その他の関係者を個人的に呼び出す行為
- (4) スクール生又は他のスクール生に対し、公衆の面前で叱責や個人的な指導を行うこと
- (5) 当社、本スクール、これらの関係者、他の会員、その他の第三者に対する誹謗中傷
- (6) 当社、本スクール、開催施設、これらの関係者、他の会員、その他の第三者の名誉又は信用を毀損する行為
- (7) 当社、本スクール、開催施設、これらの関係者、他の会員、その他の第三者へのハラスメント、暴力、暴言、汚損、その他の不利益を与える行為
- (8) 集団感染するおそれのある疾病を有する状態で本スクールの活動に参加する行為
- (9) 当社又は本スクールの運営を妨げる行為
- (10) 他の会員へのいじめ、暴力、暴言、迷惑行為、その他の不適切行為
- (11) 他の会員に怪我をさせる可能性の高い行為
- (12) 当社、本スクール、これらの関係者、他の会員、その他の第三者に対する尾行、待ち伏せ、交流の強要、執拗な会話の強要その他のつきまとい、ストーカー行為
- (13) 危険物又は動物の持ち込み
- (14) 反社会的勢力への関与
- (15) 宗的目的、営利目的、政治目的での勧誘行為
- (16) 施設の指定された場所以外に、許可なく出入りする行為
- (17) 未成年による飲酒または喫煙
- (18) その他、本スクールの運営上、不適切であると当社が合理的に判断した行為

## 第13条 休会

1. 休会を希望する会員は、休会の開始を希望する月の前月10日までに事務局に会員システムより申請し、事務局の承認を得るものとします。なお、申請が各月の11日以降に行われた場合、当該申請は承認されないものとし、会員は、休会の開始を希望した月の

月会費を支払うものとします。

2. 休会期間は最長で2か月以内とする。ただし、怪我等の理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではないものとします。
3. 休会期間が満了したときは、会員は、自動的に復会するものとし、会員は、休会期間経過後の月会費を支払うものとします。
4. 会員が月の途中で復会した場合であっても、復会した月の会費は全額支払うものとします。

#### 第14条 退会

1. 年度が終了した場合、会員は自動的に退会となります。但し、翌年度の本スクールの活動に入会した場合には、退会とならずに、会員の地位が継続されるものとします。
2. 年度の途中に退会を希望する会員は、毎月10日までに事務局に会員システムより申請し、事務局の承認を得ることで、翌月から退会できるものとします。なお、毎月11日以降に申請が行われた場合、翌々月からの退会となります。
3. 退会后、再入会する場合は、再度年会費及び月会費を支払うものとします。また、当社が指定するスクールウェアが前回の入会時と異なる場合、会員は、再度購入する必要があります。

#### 第15条 会員資格の停止又は除名

当社は、会員が以下のいずれか一つでも該当すると判断した場合、当社は該当する会員の会員資格を一時停止又は除名することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。

- (1) 本規約に重大な違反をした場合
- (2) 第12条の禁止事項に重大な違反をした場合
- (3) 第12条の禁止事項に違反し、是正を求められたにもかかわらず、相当な期間内に是正されなかった場合
- (4) 本スクールの名誉と品格を著しく毀損した場合
- (5) 他の会員に著しく迷惑となる行為をした場合
- (6) 会費等の支払いを、支払期限から2か月以上遅滞した場合
- (7) その他、合理的事由により会員として不適当であると判断した場合

#### 第16条 休校・閉鎖

1. 天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難にする事由が生じたときは、当社は、当社の裁量で本スクールを休校もしくは閉鎖することができるものとする。
2. 当社は、3月末を年度末とする年度毎に、本スクールの開催場所、時間、クラス、コー

スの変更、閉鎖ができるものとします。

3. 前各項の場合、当社は、速やかに該当する会員に通知するものとします。

#### 第 17 条 届出事項の変更

1. 会員は、本スクールに届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報に変更があった場合、速やかに事務局に届け出るものとする。
2. 前項の届出がないため本スクールからの通知が未着となった場合、本スクールは一切の責任を負わないものとする。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。

#### 第 18 条 個人情報等の取扱い

1. 当社は、会員の個人情報について、個人情報保護関連法令を遵守し適正かつ慎重に管理、保護するものとし、本スクールの運営のために使用します。
2. 当社は、本スクールの運営又は広報活動のため、会員に関する写真や映像等を当社のホームページに掲載し、その他プロモーションに使用する場合がある場合があります。会員はあらかじめ同意のうえ、本スクールに入会するものとします。

#### 第 19 条 免責事項

1. 以下の各号に規定する事由により本スクール又は当社の運営が停止した場合、当社は、その責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、輸送機関の事故、戦争、テロ又は内乱等の社会的混乱、公権力による行為、感染症の蔓延若しくはこれに対する措置（営業自粛要請、外出自粛要請等の強制力を伴わない国又は地方公共団体による措置及びこれを受けた施設管理者等による対策実施を含む）の不可抗力
  - (2) 通信事業者、電気供給業者、配送業者その他当社の委託先に責に帰すべき事由に起因し、当社の責めに帰すべき事由によるものである場合
  - (3) その他事務局および当社の責によらない事由による場合。
2. 本スクールの活動に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員、他の会員若しくはその他の第三者の間で紛争が生じた場合、会員は、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。
3. 当社は、本規約及び本スクールの運営に関連して、会員に対して損害賠償義務を負う場合、当社の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合を除き、年度中に会員が支払った年会費及び月会費の総額を損害賠償額の上限とします。

#### 第 20 条 規約の改正

1. 本スクールは本規約を随時改正することができ、会員はあらかじめこれを了承するものとします。但し、民法その他の法令上、会員の同意を得た上で本規約の改正を行う必要がある場合、当社は、会員の同意を得た上で本規約を変更します。
2. 当社が本規約を変更する場合、当社が別途定める場合を除き、原則として当社ホームページ内に掲載して通知します。会員又は保護者が認識できる方法で通知した時点から、変更後の本規約の効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守するものとします。

#### 第 21 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を適用するものとします。

#### 第 22 条 合意管轄

本規約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 23 条 権利義務の譲渡禁止

1. 会員は、本規約その他の本スクールに関する契約上の地位を第三者に承継させ、またはこれらに関する権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、本スクールの運営に関する事業を第三者に譲渡した場合、又は会社分割、合併等の組織再編があった場合（以下「事業譲渡等」といいます。）は、当社と会員との間の契約（本規約に基づく契約関係を含む。）上の地位及び会員が本サービスを利用するに当たって当社に提供した情報を当該第三者に譲渡することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第 24 条 残存条項

次の各条項については、退会後も有効に残存するものとします。

第 5 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 12 条、第 14 条第 3 項、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、本条

2026 年 4 月 1 日改定